

第 4 回

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

日時 令和 8 年 6 月 1 日（月）13 時 30 分～

場所 丸亀市消防本部 5 階大会議室

協議第 26 号

共同処理事務について

広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

○消防団事務の取扱いについて

消防団は地域に密着した消防防災活動を行うという性質上、広域化の対象とはならず、消防団事務の所管については、それぞれの市町の事務となることが考えられる。したがって広域化により消防組合を設立した場合、消防団事務は消防組合の所掌事務にはならず、各市町が引き続き責任を持って実施する事務として位置づけられる。

しかし、消防団と常備消防との日常的な連携・調整の必要性や団事務に関する専門的知識・ノウハウの蓄積など様々な実務的課題が想定されるため、一部の消防団事務の実務は、事務に精通し消防団との交流が深い消防において継続して行うことが最も合理的であると考えられる。

1. 検討される運用パターン

- ① 市町所管
- ② 共同処理
- ③ 事務委託
- ④ 代替執行

課題

- ①市町所管…訓練、災害に関して処理が困難
団事務の実績がないため当初に支援が必須
- ②共同処理…市町と消防団の接点がなくなる
表彰等、団長任命が管理者、副管理者名になる（団事務）

2. ③事務委託④代替執行の比較について

③事務委託

【目的・効果】

事務の委託は、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、他の地方公共団体に委ねることにより行政運営の効率化・合理化を図る制度である。事務を受託した地方公共団体が受託事務の範囲において自己の事務として処理することにより、委託した地方公共団体が、自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果が生じる。当該事務についての法令上の責任は、受託した地方公共団体に帰属することとなるので、委託した地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務の執行及び管理する権限を失うことになる。委託事務に要する経費は、すべて、委託した地方公共団体が受託した地方公共団体に対する委託経費として予算に計上し負担すべきであり、その経費の支弁の方法は規約で定める。

④代替執行

【目的・効果】

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。地方自治法の一部改正（平成 26 年法律第 43 号）により新たに制度が創設された。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行さ

せることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。

項目	③事務委託	④代替執行
条文	第 252 条の 14、15、16	第 252 条の 16 の 2 ～ 4
責任	市町、一部事務組合 (事務委託分)	市町
実施者	市町、一部事務組合 (事務委託分)	一部事務組合 (代替執行内容による)
設置	市町と一部事務組合の協議・規約作成 市町の議決、組合議会 県知事への届出	
事務内容	市町と協議	市町と協議
	※どこまでの事務を受託、代替執行するか協議	
財源	市町は委託費を計上 一部事務組合は委託事務に要する経費を予算計上	市町が代替執行に要する経費を負担金として計上
事例	四万十市、黒潮町、八戸市、等	なし
備考	受託した事務の全責任を負うリスクがある一方で、管理も併せて委ねられる。 ↓ 3 消防本部共に同じ事務処理方法が可能となり効率化が図れる。	全責任を負うものではないが、管理の枠組みにより各市町との協議や報告が必要となる。 ↓ 3 消防本部共に各市町の事務処理方法が異なる

協議第 27 号

消防水利について

共同処理事務から除外した消防水利の設置、維持及び管理に関する事務については、消防法第 20 条の規定により、原則として各市町村が実施すべき事務であるものの、消防団事務と同様に、各市町村が個別に実施するよりも、広域消防が一体的に実施する方が合理的であると考えられる。このため、各市町の責任を残しつつ、当該除外した一部の事務の執行については、地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」の制度を活用し、広域消防が実施するものとする。

協議第 28 号

職員給与の調整について

○給料

ア 広域化時の給料表は、丸亀市の行政職俸給表(一)とし8級制とする。

イ 広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額を基礎として、不利益が生じないよう切替えるものとする。切替に当たっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に位置付けることを原則に切替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応する。なお、多度津町消防職員については、初任給基準表において消防職の特殊性を踏まえた一般行政職からの4号給加算が行われていない状況である。このため、給与水準の均衡を図る必要があることから、多度津町消防職員については、広域化前の級号給に4号給を加算する。

協議第 29 号

諸手当等について

広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）として、現在の中讃広域行政事務組合の制度に基づき決定する。

中讃広域行政事務組合の制度に統一する手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末勤勉手当、退職手当とする。

中讃広域行政事務組合に、消防の特殊勤務手当の制度がないことから丸亀市消防本部の特殊勤務手当の制度に統一する。また、管理職手当及び管理職特別手当については、給与の 8 級制運用と合わせ丸亀市の制度に統一する。

協議第 30 号

職名及び階級について

広域化後の消防局長の階級は、消防正監とする。

階級と職名は密接な関係があり、現在 3 消防本部における職名と階級は、各本部において相違があるため広域化後は統一を図る。

資料 4 - ①

中讃広域消防局 職名及び階級（案）

8 級制

級	階級	地位	補職名
8 級	消防正監	部長級	消防局長・参事
7 級	消防正監	部長級	消防局長・副参事
	消防監	部長級	統括次長・副参事
	消防監	課長級	次長・副参事
	消防司令長	課長級	課長・署長・副参事
6 級	消防監	課長級	次長・主幹
	消防司令長	課長級	課長・署長・主幹
	消防司令	課長補佐級	分署長・課長補佐・副署長 署長補佐・主幹
5 級	消防司令	課長補佐級	分署長・課長補佐・副署長 署長補佐・副主幹
		副主幹級	副主幹
	消防司令補	副主幹級	副主幹
4 級	消防司令補	係長級	係長・主査
3 級	消防士長	主事級	主事
2 級	消防副士長		
1 級	消防士		

管理職手当

消防局長	8 級	86,200
消防局長・統括次長	7 級	83,600
次長・課長・消防署長	7 級	68,500
次長・課長 消防署長・主幹	6 級	64,000
課長補佐・副署長 分署長	6 級	47,300
	5 級	44,400

協議第 31 号

教育訓練・研修等、消防機関等への派遣、階層別研修、資格取得について

教育訓練・研修等

社会環境の変化に対応し、常に社会的要請に応える職員を育成することを基本とし、組合で計画的に予算計上を行う。

広域化後の消防局では、人材育成計画を策定し、知識・技術の習得に加え職員の規範意識や人間性の向上も重視した研修を実施する。

専門能力の向上

専門職員の育成

- ・消防業務の高度化・専門化に対応するため、香川県消防学校、消防大学校、救急救命研修所等の研修機関を積極的に活用し人材育成を行う。
- ・各署に指導救命士を配置し、救急隊員の育成を行うために指導救命士の育成を計画的に行う。(将来的には、防災課や情報指令課にも指導救命士を配置することを検討していく。)

組織運営能力の強化

消防局の運営に必要な階層別研修等を計画的に実施する。

資格取得の推進

救急救命士、予防技術資格者、大型免許など、職務上必要な資格取得を支援していく。

消防本部名		丸亀市								善通寺市								多度津町								中讃広域消防局（案）						
科目区分		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
消防 大学 校	幹部科	1					1		1																	3						
	上級幹部科																															
	新任消防長・学校長科																															
	警防科	1						1																		2						
	救助科																									2						
	救急科																															
	予防科														1											1						
	危険物科																									1						
	火災調査科								1																	1						
	新任教官科	1						1																								
	指揮隊長コース	1							1																	1						
	女性活躍推進コース					1		1	1																	1						
	査察業務マネジメントコース					1																				3～5						
県消防学校	専科教育	初任教育	6	2	1	5	2		3	3	1	2	2	1	2	1	3	2	1		2		1		4	2		2	2	3	3	
		救助科	3	3	3	2	3	3	3	3	2		1	2	2	1	1	2		1		1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	
		警防科		3		2		3		3	1	1	1	1		2		2		1		1		1		1		6		6		
		予防査察科	3		3		4		4			1			1		1		1		1		1		1		6		6		6	
		火災調査科		3		2		3		4	1	1		1		1		2			1		1		1			6		6		
		危険物科	3		3		3		4				1		1		1		1		1		1		1		6		6		6	
		救急科	3	1		4	1		2	3	1	1		1	1	1	3	1	1		1				2			2	2	3	3	
		特殊災害科	3	3	3	2	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	
		初級幹部科		3			3			4		1			1			1					1			1			6			
		中級幹部科			3			4					1			1					1			1			6			6		
		上級幹部科	3			2			3		1			1			2		1			1		1				6			6	
	特別教育	小型移動式クレーン講習等	3	3	3	2	3	3	3	3	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	
		水難救助講習	2	3	2		2	2	2	2	1		1	1	1	1	1	2					1	1	1	1	4	4	4	4	4	
		応急手当指導員講習	4	3	3		3	3	3	3		1	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6		
		通信指令講習		3			3	3	2	2	×		1	×	1	1	1	1			2		2	1	1	1	2	2	2	2	2	
		実火・炎体験講習						6	4	3						2	2	2					2	2	1	6	6	6	6	6		
救命士養成	救急救命士養成所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1	1	1				1	1	1	1	1	1	1		
	病院再教育講習	6	2	2	×	2	10	24	24	14	14	14	14	14	14	14	14	6	1	1		1	10	2	14	76	76	76	76	76		
	指導救命士養成所				1	1		1	1		1		1	1	1	1	1							1		1	1	1	1			
予防技術員 （合格者）	防火査察課程					2	1	3	4	1	2		1	2	1	1	3	1							2	5	5	5	5	5		
	消防設備課程									1						1																
	危険部保安課程					1				1		1																				
その他	潜水士資格									2			1	1	1	1	2					3	2	1	1	4	4	4	4	4		
	大型自動車第1種免許						1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		2	2			4	4	4	4	4		
	ドローン運転免許			4		2																				1	1	1	1	1		
	JPTECプロバイダー講習				1	1	2	2	3	1			1	1	1	3	1	2			1	1		1	1	該当者がいれば						
	JPTECプロバイダー更新講習							2	2	1			2	2	2	3	2					1		1		該当者がいれば						
	JPTECインストラクターコース								1								1									1	指導救命士認定要件 該当者がいれば					
	MCLS標準コース	中止			1	1	2	2	2	中止			1	1	1	1	1	中止			1	1	1		1		1	4	4	4	4	4
	MCLSインストラクターコース								1														1	1	指導救命士認定要件 該当者がいれば							
	ACLS・IOLSインストラクターコース																								1	指導救命士認定要件 該当者がいれば						
	PMECインストラクターコース																2									1	指導救命士認定要件 該当者がいれば					
	NCPRIインストラクターコース																							1			指導救命士認定要件 該当者がいれば					
	ITLSインストラクターコース																								1		指導救命士認定要件 該当者がいれば					
	第一種衛生管理者免許																1									1	必要があれば					
	二級小型船舶																				1	1		1			必要があれば					

中讃広域消防局 派遣・教育計画（案）

派遣

香川県防災航空隊（３年間）

- ・丸亀市消防本部から派遣中（令和７年４月１日～令和10年３月31日）
 - ・善通寺市消防本部から派遣予定（令和９年４月１日～令和12年３月31日）
- ※広域化が決定すれば、香川県防災航空隊派遣ローテーションも変更予定

香川県消防学校教官（３年間）

- ・丸亀市消防本部から派遣予定（令和８年４月１日～令和11年３月31日）
- ※広域化が決定すれば、香川県消防学校ローテーションに則り派遣

教育

消防大学校 【中讃広域消防局 教育派遣計画（案）のとおりに】

- ・指揮隊を創設することから、部隊を適切かつ効果的に指揮できるようにすることを目的として警防科及び指揮隊長コースに派遣する。
- ・特別救助隊を創設することから、救助に係る知識や技術を習得させることを目的として救助科に派遣する。
- ・将来組織運営の中心を担う人材を育成することを目的として幹部科に派遣する。
- ・予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に習得させ、教育指導者としての資質向上を目指し予防科・危険物科・火災調査科に派遣する。
- ・女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識・能力を習得させるため女性活躍推進コースに派遣する。
- ・違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識・能力を習得させるため査察業務マネジメントコースに派遣する。

香川県消防学校【中讃広域消防局 教育派遣計画（案）のとおりに】

- ・各種専科教育及び特別研修にできるだけ多く職員を派遣する。

救急救命士・指導救命士養成【中讃広域消防局 教育派遣計画（案）のとおりに】

- ・救急救命研修所（東京・九州）救急救命士養成課程に令和９年から令和13年毎年１名派遣する。その後は救急救命士の人数に合わせて調整していく。
- ・救急救命研修所（九州）指導救命士養成研修に令和10年から令和13年まで毎年１名派遣する。その後は指導救命士の人数に合わせて調整していく。

予防技術員【中讃広域消防局 教育派遣計画（案）のとおりに】

- ・毎年５名分の予防技術検定受験の予算措置を行う。

その他

- ・毎年４名分の潜水士試験受験の予算措置を行う。
- ・毎年４名分（各署）の大型自動車１種免許取得費用の予算措置を行う。
- ・毎年１名分のドローン運転免許取得費用の予算措置を行う。
- ・その他の講習・免許取得費用に関してはその都度協議を行い計画していく。

階層別研修（市町職員研修センターの研修を利用する。）

- ・係長級（主査）研修
- ・係長級（監督者）研修
- ・課長補佐級研修
- ・課長級研修
- ・定年延長職員研修

能力開発研修（市町職員研修センターの研修を利用する。）

協議第 32 号

部隊運用等について

部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出動区域を考慮した上で調整する。効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮を図るとともに、災害の規模に応じた部隊の投入と二次的災害に対応できるよう出動状況に応じた待機部隊を確保する。

協議第 33 号

消防力整備計画について

施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、管内の人口推移や社会情勢を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを両立させた消防力整備計画を広域化後早期に策定する。一方、当面の消防車両等の配備計画については、広域化までに策定する。

◇広域化後の消防車両更新計画(案)

番号	配置 消防署	車種別	更新 基準 年限	令和7年度	令和8年度	広域化1	広域化2	広域化3	広域化4	広域化5	広域化6	広域化7	広域化8	広域化9	広域化10
				2025	2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033	令和16年度 2034	令和17年度 2035	令和18年度 2036
1	丸亀北	水槽付消防ポンプ自動車	17	11	12	13	14	15	16	17	更新	2	3	4	5
2	丸亀北	消防ポンプ自動車	17	15	16	17	更新(緊)	2	3	4	5	6	7	8	9
3	丸亀北	消防ポンプ自動車	17	10	11	12	13	14	15	16	17	更新	2	3	4
4	丸亀北	消防ポンプ自動車	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新	
5	丸亀北	救助工作車	17	16	17	18	19	更新(緊)	2	3	4	5	6	7	8
6	丸亀北	化学車	21	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	更新	
7	丸亀北	水難救助車	15	16	17	18	更新予定	3	4	5	6	7	8	9	10
8	丸亀北	はしご車	21	14	15	16	廃車								
9	丸亀北	指揮車	12	4	5	6	7	8	9	10	11	12	17	更新(緊)	2
10	丸亀北	薬液搬送車	15	15	16	17	18	更新予定	2	3	4	5	6	7	8
11	丸亀北	資機材搬送車	15	19	20	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9	10
12	丸亀北	燃料給油車	—	総務省無償貸与車両											
13	丸亀北	機動連絡車	—	総務省無償貸与車両											
14	丸亀北	救急車	9	7	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新(緊)	2	3
15	丸亀北	救急車	9	1	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3	4
16	丸亀北	救急車(非常)	9	14	15	廃車									
17	丸亀北	火災原因調査車	12	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	更新予定
18	丸亀北	予防広報車	12	6	7	8	9	10	11	12	更新	2	3	4	5
19	丸亀北	指揮車	12	18	更新(緊)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
20	丸亀北	人員搬送車	21	29	30	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9	10
21	丸亀北	連絡車	12	10	11	12	13	14	15	16	更新予定	2	3	4	5
22	丸亀北	広報車	12	10	11	12	13	14	15	更新予定	5	6	7	8	9
23	丸亀郡家	消防ポンプ自動車	17	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
24	丸亀郡家	消防ポンプ自動車	17	17	18	19	廃車								
25	丸亀郡家	ホース延長車	15				新規	1	2	3	4	5	6	7	8
26	丸亀郡家	救急車	9	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3	4
27	丸亀郡家	連絡車(緊急車両)	12	15	16	17	18	19	20	更新予定	5	6	7	8	9
28	丸亀南	水槽付消防ポンプ自動車	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
29	丸亀南	消防ポンプ自動車	17	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新
30	丸亀南	消防ポンプ自動車	17	12	13	14	15	16	17	更新(緊)	2	3	4	5	6
31	丸亀南	消防ポンプ自動車	17	13	14	15	16	17	廃車						
32	丸亀南	救助工作車	17	13	14	15	16	17	廃車						
33	丸亀南	指揮車	12	6	7	8	9	10	11	12	用途検討	2	3	4	5
34	丸亀南	ホース延長車	15	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	更新
35	丸亀南	水槽車	21	18	19	普通寺へ配置換え									
36	丸亀南	資機材搬送車	15	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
37	丸亀南	火災原因調査車	12	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
38	丸亀南	救急車	9	9	10	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新(緊)	2
39	丸亀南	救急車	9	6	7	8	更新	2	3	4	5	6	7	8	9
40	丸亀南	連絡車	12	20	21	22	更新予定	2	3	4	5	6	7	8	9
41	善通寺	救助工作車	17	9	10	11	12	13	14	15	16	17	廃車		
42	善通寺	水槽付消防ポンプ自動車	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
43	善通寺	消防ポンプ自動車	17	20	21	22	廃車								
44	善通寺	消防ポンプ自動車	17	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新(緊)	2
45	善通寺	指揮車	12	4	5	6	7	8	9	10	11	12	廃車		
46	善通寺	予防調査車	12	6	7	8	9	10	11	12	用途検討	2	3	4	5
47	善通寺	ホース延長車	15	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
48	善通寺	屈折はしご車	21	8	9	10	丸亀北へ配置換え								
49	善通寺	水槽車	21				丸亀南から配置換え	22	更新予定	3	4	5	6	7	8
50	善通寺	救急車	9	13	14	廃車									
51	善通寺	救急車	9	4	5	6	7	8	更新(緊)	2	3	4	5	6	7
52	善通寺	救急車	9	17	更新	2		4	5	6	7	8	更新	2	3
53	善通寺	事務連絡車	12	7	8	9	10	11	12	13	14	15	更新予定	2	3
54	善通寺	広報車	12	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	更新予定
55	多度津	水槽付消防ポンプ自動車	17	9	10	11	12	13	14	15	16	17	更新	2	3
56	多度津	救助工作車	17	4	5	6	7	8	9	10	11	12	普通寺へ配置換え		
57	多度津	消防ポンプ自動車	17	16	17	18	廃車								
58	多度津	消防ポンプ自動車	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
59	多度津	搬送車	15	12	13	14	15	16	更新	2	3	4	5	6	7
60	多度津	指揮車	12	25	26	廃車									
61	多度津	指揮車	12	17	18	19	20	21	用途検討	2	3	4	5	6	7
62	多度津	広報車	12	9	10	11	12	更新	2	3	4	5	6	7	8
63	多度津	救急車	9	9	10	11	更新	2	3	4	5	6	7	8	9
64	多度津	救急車	9	更新	2	3	4	5	6	7	8	更新	2	3	4

協議第 34 号

通信施設について

広域化後の指令センターは現在 2 市 1 町で運用している中讃消防指令センターを広域運用に対応できるよう改修し使用する。

協議第 35 号

消防団との連携について

消防団は地域に密着した消防防災活動を行うことから、広域化後も構成市町の消防団と緊密な連携を確保するため、構成市町を管轄する消防署で訓練、研修及び役員会等を実施する。

災害対応については、消防団は市町の長及び消防局長又は所轄消防署長の指揮の下に行動するものとし、現場での連携体制及び招集方法についても現行のままとする。また、各構成市町に応じた災害対応能力及び地域防災力の向上を図り引き続き訓練や研修を行うこととする。

協議第 36 号

災害対策本部との連携について

災害対策本部との連携は、現在と同様に緊密な連携を維持する。また、要請により消防局長又は消防署長が指名する消防職員を災害対策本部に派遣する。なお、消防対策本部との情報共有を効率的に行うため、消防職員が携行する情報共有ツール（指揮タブレット等）を広域化までに整備する。

協議第 37 号

防災部局との連携について

各市町の防災部局には、必要に応じて消防職員を派遣する。また、防災・国民保護等について調整を図るとともに、各市町の関係部局（警察及び自衛隊等を含む）と密接な連携体制を構築する。

協議第 38 号

予算執行について

予算成立までの流れは2市1町とも同じであるが、広域化後は各市町の財政担当者による予算査定は行わず、中讃広域行政事務組合での予算査定を実施し、2月の組合議会に上程する。なお、予算編成に際し、多額な費用が発生する事業や2市1町に共通しない大きな事業については、関係市町と事前に協議を行うものとする。

支払業務については、現在2市1町ともに情報センターでの財務会計システム（I Pナレッジ）を使用していることから、広域後は消防局総務課で請求書処理を行い中讃広域行政事務組合の総務課へ提出する。